

アール・イー・ジャパン株式会社
確認検査業務約款

(趣旨)

第 1 条 この確認検査業務約款は建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）からアール・イー・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）が建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の業務（以下、「確認検査業務」という。）を受託するに際し、乙が別に定めた確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）及び確認検査手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき確認検査業務を引受け、契約することについて必要な事項を定める。

(責務)

第 2 条 甲及び乙は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）を遵守し、この約款（申請書、完了検査引受証、中間検査引受証及び仮使用認定引受承諾書を含む。以下同じ。）、業務規程及び手数料規程に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、確認検査業務を第 5 条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の確認検査業務の内容、進捗状況及びその他について説明を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

4 甲は、手数料規程に基づく手数料を第 6 条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに乙に支払わなければならない。ただし、手数料規程第 10 条の規定による契約による場合は、この限りでない。

5 甲は、この契約に定めのある場合又は乙の請求がある場合は、乙の業務遂行に必要な範囲内において、業務の対象建築物、昇降機、昇降機以外の建築設備、指定工作物並びにその敷地（以下「対象建築物等」という。）の計画及び工事監理の状況並びに施工範囲及び施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

6 甲は、乙が確認検査業務を行う際に、対象建築物等に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力するとともに、建築基準関係規定への適合の判定が困難である部分については、乙の求める説明及び追加の資料提出に応じなければならない。

7 甲は、乙が交付した法第 6 条の 2 第 4 項の通知（建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときに限る。）の求めに対し、速やかに補正や追加説明書等必要な措置をとらなければならない。なお、甲は乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行うものとする。完了検査申請における追加説明書の提出の求めについても同様とする。

8 中間検査の結果において、提出された確認申請書どおりに実施されておらず乙が甲に対して計画変更を求めた場合甲は、乙に対して計画変更確認申請を提出し、確認を受け、かつ、改めて中間検査を受けなければならない。その場合において第 5 条から第 6 条の 2 までの規定を準用する。

9 前項の処分による場合甲は、現場を最初の検査を受けた状態で保全しなければならない。

(甲の解除権)

第3条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、前条第2項に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、甲は、これに起因して生じた損害に対して、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。

6 第2項の契約解除の場合、乙は、これに起因して生じた損害について、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第4条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく手数料規程で定める手数料を第6条に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことに付き、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還せず（実施していない業務の部分に相当する額は除く。）、また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、これに起因して生じた損害について、その賠償を甲に請求することができる。

(業務期日)

第5条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認審査業務 業務を引き受けた日の翌日から起算した日が 35 日を過ぎるまでの間の日。ただし甲の負うべき事由により費やした日数を除く。(2) から (4) までにおいて同じ。
 - (2) 完了検査業務 完了検査の引受けを行った法第 6 条第 1 項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から 7 日
 - (3) 中間検査業務 中間検査の引受けを行った法第 6 条第 1 項の規定による工事が特定工程に達した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から 4 日
 - (4) 仮使用認定業務 仮使用認定の引受けを行った日の翌日から起算した日から 21 日
- 2 乙は、甲が第 2 条第 7 項の規定によらない場合、又は、乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長する旨を通知することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。
 - 3 乙は、乙の責めに帰するものではない災害その他特別な理由がある時は、甲に対し業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。
 - 4 第 2 項の業務期日を延長する様式は、別途アール・イー・ジャパン様式規則で定める。

(支払期日)

第 6 条 第 2 条第 4 項ただし書の適用をする場合を除き、甲の支払期日は、それぞれの確認検査の業務引受けの日

(確認審査中の計画変更)

- 第 6 条の 2 甲は、確認済証の交付までに甲の都合により対象建築物等の計画の変更をする場合は、甲は、当該確認の申請を取り下げなければならない。
- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第 3 条第 2 項の契約解除があったものとする。
 - 3 第 1 項の処分の後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に再度契約しようとする場合は、別件として第 2 条から前条までの規定を準用する。

(秘密保持)

第 7 条 乙は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定及び、乙が定める個人情報保護方針の規定に基づき個人情報を扱うものとする。

(建築基準法による照会)

- 第 8 条 甲又は乙は、法第 12 条第 5 項により特定行政庁、建築主事又は建築監視員から報告を求められた場合はそれに応じるものとする。
- 2 乙は、法第 18 条の 3 の規定により、指定構造計算適合性判定機関等から、建築計画に係る質疑等

を求められた場合はそれに応じるものとする。

3 乙が業務規程第 38 条の 4 の規定を行う場合、甲はそれを拒んではならない。

(損害賠償)

第 9 条 甲及び乙は、この約款に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の 10 倍までとする。

(別途協議)

第 10 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙共に信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

制定 平成 17 年 7 月 15 日

改定 平成 24 年 7 月 1 日

改定 平成 24 年 11 月 1 日

改定 平成 27 年 6 月 1 日

改定 平成 27 年 10 月 22 日

附則

この業務約款は 平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この業務約款は 平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この業務約款は 平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この業務約款は 平成 27 年 10 月 22 日から施行する。